

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社三枝組 (法人番号9040001059180)
業者の住所 : 千葉県茂原市茂原1310
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年2月3日 から 令和7年3月2日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者及び同社の元取締役は、法人税等を脱税したとして、令和6年11月8日、法人税法違反等の罪で千葉地方検察庁に起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内